

大和川流域総合治水対策協議会設置運営要領

(協議会の設置)

第1条 流域の開発に伴い治水安全度の低下の著しい大和川流域において、治水施設の整備の積極的な推進及び流域の持つ保水、遊水機能の適正な維持等の総合的な治水対策の効率的かつ円滑な実施を図るため、大和川流域総合治水対策協議会を設置する。(以下協議会という。)

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次の各号に掲げるものとする。

- 1) 大和川流域整備計画を策定すること。
- 2) 上記計画実施の諸施策等の推進に関すること。
- 3) 総合的な治水対策の広報に関すること。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、別表－1に掲げる者をもって組織する。

(協議会の座長)

第4条 協議会の座長は、近畿地方整備局長の職にあるものとする。

2. 座長は、必要があるときは、別表－1に掲げる者以外の参加を求めることがある。

(幹事会)

第5条 協議会に、幹事会を設置する。

2. 幹事会は、協議会から委任された事項の協議を行う。
3. 幹事会は、別表－2に掲げる者をもって組織する。
4. 幹事会の座長は、近畿地方整備局河川部長の職にあるものとする。
5. 座長は、必要があるときは、幹事会に別表－2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(専門部会)

第6条 協議会に、専門部会を設置する。

2. 専門部会は、協議会あるいは幹事会から委任された事項の協議を行う。
3. 専門部会は、別表－3に掲げる者をもって組織する。
4. 専門部会の座長は、近畿地方整備局河川調査官の職にあるものとする。

5. 座長は、必要があるときは、専門部会に別表－3に掲げる者以外の参加を求めることができる。

6. 各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度別表－3の中から出席者を選任するものとする。

(情報の公開)

第7条 協議会は、原則として公開する。但し、座長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができます。

(事務局)

第8条 協議会、幹事会及び専門部会の事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県国土マネジメント部河川課に置く。

2. 事務局長は、大和川河川事務所長の職にあるものとする。

(経 費)

第9条 本協議会の運営経費は、近畿地方整備局、奈良県の両者が協議して負担するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほかは、協議会に図り定めるものとする。

附則

この要領は、昭和58年 2月17日より施行する。

一部改正 昭和60年 7月12日

一部改正 平成15年 5月13日

一部改正 平成24年 5月22日

一部改正 平成25年 4月18日

一部改正 平成27年 2月26日

一部改正 平成28年 2月10日

一部改正 平成29年 2月17日

一部改正 平成29年 7月 5日

一部改正 平成30年 5月17日

大和川流域総合治水対策協議会組織

○印は座長

近畿地方整備局

○局企画部長
河川部長

奈良県

知事
総務部長
農林部長
県土マネジメント部長

大和川流域総合治水対策協議会幹事会組織

○印は座長

近畿地方整備局	○河 川 部 長 河 川 調 査 官 大和川河川事務所長
奈 良 県	県土マネジメント部長 政 策 推 進 課 長 農林部企画管理室長 河 川 課 長 奈良土木事務所長 郡山土木事務所長 高田土木事務所長 中和土木事務所長 吉野土木事務所長 建 設 部 長
奈 良 市	環境建設部長
大 和 高 田 市	総務部長・都市建設部長
大 和 郡 山 市	総務部長・建設部長
天 檻 理 原 市	まちづくり部長
桜 御 生 駒 芝 市	市長公室長・都市建設部長
香 葛 城 平 群 町	環境建設部長 総務部長・建設部長 市民環境部長・都市創造部長 総務部長・都市整備部長 総務防災課長・上下水道課長 都市建設課長・観光産業課長
三 斑 郷 鳩 塚 安 川 市	環境整備部長・総務部長 総務部長・都市建設部長 総務課長・産業建設課長 総務部長 ・ 産業建設部長 <u>総務課長・事業課長</u>
三 宅 田 高 明 上 王 広 河 大 町	まちづくり推進部長 総務部長・産業建設部長 総務課長・事業課長 地域づくり課長 総務部長・都市環境部長 総務部長・地域整備部長 危機管理監兼生活部長・事業部長 企画部長・まちづくり推進部長 建設環境部長・総務部長

大和川流域総合治水対策協議会専門部会組織

○印は座長、_印は窓口

近畿地方整備局	○河川調査官、地域河川調整官、広域計画課長、河川計画課長、 地域河川課長、大和川河川事務所長、大和川河川事務所調査課長
奈 良 県	政策推進課長、地域政策課長、農林部企画管理室長、 農村振興課長、林業振興課長、森林整備課長、 県土マネジメント部企画管理室長、河川課長、 砂防・災害対策課長、都市計画室長、下水道課長、技術管理課長、 住まいまちづくり課長、建築課長 建築安全推進課長、教育委員会学校 支援課長
	奈良土木事務所計画調整課長 郡山土木事務所計画調整課長 高田土木事務所計画調整課長 中和土木事務所計画調整課長 吉野土木事務所計画調整課長
奈 良 市	総合政策課長、 <u>河川課長</u> 、都市計画課長、開発指導課長、 下水道計画管理課長、 <u>下水道工務課長</u> <u>工務第二課長</u>
大 和 高 田 市	<u>土木管理課長</u> 、都市計画課長、下水道課長
大 和 郡 山 市	市民安全課長、 <u>建設課長</u> 、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長
天 理 市	<u>土木課長</u> 、まちづくり事業課長、まちづくり計画課長 監理課長、下水道課長、 <u>防災課長</u> <u>防災安全課長</u>
檍 原 市	<u>道路河川課長</u> 、建築指導課長
桜 井 市	危機管理課長、 <u>土木課長</u> 、下水道課長
御 所 市	都市整備課長、 <u>土木課長</u> 、農林課長
生 駒 市	防災安全課長、 <u>経済振興課長</u> <u>農林課長</u> 、土木課長、下水道課長、 都市計画課長、建築課長、 <u>事業計画課長</u>
香 葛 芝 市	土木課長、生活安全課長、都市計画課長
葛 城 市	建設課長、 <u>生活安全課長</u> 、 <u>都市計画課長</u> 、下水道課長
平 群 町	総務防災課長、都市建設課長、上下水道課長、観光産業課長
三 鄕 町	企画財政課長、都市整備課長、建設課長、下水道課長
班 埼 町	総務課長、 <u>建設農林課長</u> 、都市整備課長、 <u>下水道課長</u> <u>上下水道課長</u>
安 堆 町	総務課長、 <u>産業建設課長</u>
川 西 町	総務課長、 <u>産業建設課長</u> <u>事業課長</u>
三 宅 町	<u>産業管理課長</u>
田 原 本 町	防災課長、 <u>農政土木課長</u> 、観光・まちづくり推進課長、下水道課長
高 取 町	総務課長、 <u>事業課長</u>
明 日 香 村	<u>地域づくり課長</u>
上 牧 町	総務課長、 <u>まちづくり推進課長</u> <u>まちづくり創生課長</u>
王 寺 町	総務課長、 <u>危機管理室課長</u> 、 <u>建設課長</u>
広 陵 町	危機管理課長、 <u>環境・安全安心課長</u> 、 <u>都市整備課長</u>
河 合 町	安心安全推進課長、 <u>まちづくり推進課長</u>
大 淀 町	総務課長、 <u>建設産業課長</u>